

平成30年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成30年8月30日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	服部敦美
建設水道部長	田中幸治
教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
企画課長	山内明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	中野妙子

1. 議事日程（第1号）

平成30年8月30日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第4号報告 平成29年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 第5号報告 平成29年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第7 第47号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第8 第48号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第9 第49号議案 笠松町犯罪被害者等支援条例について
- 日程第10 第50号議案 笠松町上下水道事業経営審議会設置条例について
- 日程第11 第51号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第52号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第53号議案 笠松町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第54号議案 笠松町サイクリングロード整備工事請負契約の締結について
- 日程第15 第55号議案 全国瞬時警報システム新型受信機等の売買契約の締結について
- 日程第16 第56号議案 町道の路線認定について
- 日程第17 第57号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について

- 日程第18 第58号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 第59号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 第60号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 第61号議案 平成29年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 第62号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 第63号議案 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 第64号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 第65号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 第66号議案 平成29年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について
- 日程第27 第1号請願 核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願

開会 午前10時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成30年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 川島 功 士 議員

8番 安田 敏 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告申し上げます。

監査委員より平成29年度5月分、平成30年度5月分、6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事の請負契約の締結であります。放送設備の改修工事1件と公共下水道管路の更生工事が1件の2件であります。

この契約金額、契約の相手方、工期、工事内容等、詳細につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページから3ページをお目通しいただきたいと思っております。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（尾関俊治君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第5 第4号報告、日程第6 第5号報告及び日程第7 第47号議案から日程第26 第66号議案まで及び日程第27 第1号請願について

○議長（尾関俊治君） 日程第5、第4号報告、日程第6、第5号報告の2報告、日程第7、第47号議案から日程第26、第66号議案までの20議案及び日程第27、第1号請願を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提出をさせていただいた案件は、健全化判断比率の報告1件と資金不足比率の報告1件、そして専決処分の承認が1件、人権擁護委員候補者の推せんが1件、笠松町犯罪被害者等支援条例ほか4件の条例案件5件、そして笠松町サイクリングロード整備工事請負契約の締結が1件、全国瞬時警報システム新型受信機等の売買契約の締結が1件、町道の路線認定が1件、そして平成30年度一般会計ほか3件の補正予算4件と平成29年度一般会計ほか4件の決算認定5件、そして平成29年度水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分が1件、以上、報告を含めて22件の案件であります。

このうち議案書8ページの第48号議案の人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員の則竹緑氏、安藤隆氏、そして森眞理子氏の任期が平成30年12月31日をもって満了することに伴って、今回で退任をされる則竹氏の後任に東陽町の千村ゆかり氏を、そして安藤氏

及び森氏については引き続き同委員候補者として推薦をするため、また、平成30年3月12日退任後、不在となっておりました道家嗣典氏の後任に門間の岩村雅人氏を次期委員候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

また、その他の案件につきましては、副町長及び担当部長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

引き続き、御説明申し上げます。

まず、1ページの第4号報告 平成29年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

まず、1つ目の実質赤字比率につきましては、一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字額がないためハイフンの表示としております。

2つ目の連結実質赤字比率であります。全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合でございますが、連結実質赤字額がないためハイフンの表示としております。

それから、3つ目の実質公債費比率であります。こちらは地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。昨年より0.1%増の6.0%でありました。

また、4つ目の将来負担比率でございます。こちらは地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、こちらは一部事務組合等も含んでおりますが、将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合であります。こちらは昨年より9.8%増の105%でありました。

以上、平成29年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

続きまして、2ページの第5号報告でございます。こちらは平成29年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告させていただくものであります。

公営企業会計、つまり水道事業会計と下水道事業特別会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。こちらは資金不足がないためハイフンの表示となっております。

以上が報告でございます。

そして、3ページから7ページにわたっております第47号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告して、承認を求めるものであります。

補正額は585万円であります。その内容でございますが、平成30年6月に発生した大阪府北部地震及び7月にありました豪雨災害に係る諸経費について予算計上させていただいたものであります。

7ページの歳出から御説明申し上げますが、7ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 防災対策費でございますが、先ほど申し上げましたが、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震でのブロック塀倒壊事故を受け、まず笠松町防災及び緑化に関する補助金制度の利用者が増加したことに対する対応、そして緊急対策として、既に議員の皆様には御案内しておりますが、ブロック塀等除去の費用助成の拡大を行い、全町域のブロック塀安全点検の際に周知を行いましたので、今後さらなる制度利用者の増加が見込まれるため、補助金を271万8,000円増額させていただきました。当初予算としては23万3,000円ございましたので、約300万円のこの関係の予算を確保させていただきました。

そして、第7款の土木費で第4項 都市計画費、第2目の公園費でございますが、こちらは7月の豪雨で木曾川が増水いたしまして、みなと公園の下の段が浸水した影響で公園に堆積した土砂を撤去するため、工事請負費を313万2,000円増額させていただきました。

なお、下の段はせせらぎ水路の部分がございまして、こちらは年間の維持管理の作業の中で対応させていただきましたので、新たな財政出動には至りませんでした。

今回の増額補正の財源には、前年度繰越金を585万円充当させていただきました。

以上が専決の内容でございます。

続きまして、10ページから12ページにわたっております第49号議案 笠松町犯罪被害者等支援条例についてであります。

第1条にありますように、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進するため、新規に条例を制定し、所要の規定整備を行うものであります。

第1条では、制定理由で申し上げたとおり、目的を規定しております。

2条では、定義といたしまして、犯罪等、それから犯罪被害者等、二次的被害、そして事業者、さらには関係機関等の5つの用語を定義させていただいております。

3条では、基本理念として、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない、そして、その支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、そして犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて適切に途切れることなく行われなければならないとして、町、町民、事業者及び関係機関等は犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することとならないようにするとともに、特に二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならないことを掲げさせていただきました。

そして4条では、町の責務として、基本理念にのっとり関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、支援並びに支援を行う人材の確保、育成を図るため、必要な施策を策定し、実施しなければならないということ。そして、支援が円滑に実施されるよう関係機関と連携し、協力しなければならないこと。

そして5条では、町民の責務として、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害の発生防止に最大限配慮し、町が実施する施策に協力するよう努めなければならないこと。

そして第6条では、事業者の責務として、まず町民と同様の責務のほか、特に第2項で犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならないことを規定しております。

そして第7条では、相談及び情報の提供等ということで、窓口を設けますが、総務課でこの窓口に対応する予定でございます。

第8条では、目に見える支援として、経済的負担の軽減をまず規定しておりまして、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとして、具体的には条例ではうたっておりませんが、要綱で規定を考えておりまして、犯罪被害者等が死亡した場合には、遺族支援金として30万円、そして全治1カ月以上の負傷、疾病の状態となった場合は重傷病等支援金として10万円を支給します。

また9条では、日常生活の支援として、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他日常生活を営むために必要な支援を行うもので、こちらも要綱で今考えておりますが、現状の医療、介護、福祉サービスの提供に加え、今後、家賃補助や転居費用などを予定しております。そういった支援メニューを設けることを予定しております。

そして、第10条では広報及び啓発、第11条では、そういった職務に当たる人材の育成を規定しておりまして、あと第12条では、民間支援団体への支援として、その民間団体の活動の促進を図るために情報提供、助言等必要な支援を行うことを規定しております。

反対に第13条では、支援を行わないことができる場合ということで、犯罪被害者等が犯罪等

を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとするときは、その支援を行わないことができる旨を規定させていただいております。

なお、先ほど来申し上げていました要綱は、この条例とあわせて10月1日に告示できるように進めております。

この条例の施行日は、平成30年10月1日でございます。

議案の13ページから14ページにわたっておりますが、第50号議案 笠松町上下水道事業経営審議会設置条例についてでございます。

水道料金及び下水道使用料の改定等、上下水道事業の経営に関する重要事項等を審議する笠松町上下水道事業経営審議会を設置するに当たり、新規条例を制定するものでございます。

第1条では、設置の目的を規定しております。

そして、第2条では、審議会の所掌事務として、水道事業、下水道事業経営に関する重要事項に関すること、そして、この両事業の適正かつ円滑な推進に関し必要と認めるものを所掌事務としております。差し当たっては、この両事業の経営戦略の策定に伴う水道料金あるいは下水道料金のあり方といたしますか、水準について審議をお願いすることを予定しております。

第3条では、審議会は、委員10人以内をもって組織する旨を規定、そして第4条では、町長が委嘱する委員の構成として、受益者、学識経験を有する者、その他町長が必要と認める者を規定しております。受益者の想定といたしましては、町内会連合会から数人の代表をお願いすること、そして、家計を管理されている主婦または主夫を予定しております。学識経験としては、商工業の代表者や上下水道設備協同組合の代表、あるいは大学の教授を予定しております。その他としては、岐阜地域保健所の職員を予定しております。

そして、その第2項では、委員の任期を規定しております。

そして、第5条、第6条では、審議会の進め方を規定しております。

第7条では、庶務として、水道課でこの庶務を当たるということを規定しております。

なお、附則で、笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。この経営審議会委員の報酬の額を規定しております。額的には他の委員と同額の日額5,400円を規定させていただいております。

施行期日は、公布の日であります。

今後のスケジュールといたしましては、年度内に3回ほど審議会を開催していただきたいと考えておまして、年度内に町長への答申をいただき、3月までには、議員の皆さんにもこれを御報告させていただければと思っております。そして、内容によっては、その後の定例会に関係議案を提出させていただくことになります。よろしくお願いいたします。

15ページの第51号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。議案資料では5ページに掲げてございます。

こちらは、地方公共団体における印鑑証明事務においては、印鑑登録証明事務処理要領というのがございまして、これにおいて性別を記載することとされておりまして、多くの自治体の印鑑条例において性別が記載されております。しかし、昨今、全国的な広がりを見せています性的少数者（LGBT）と言われている人々への配慮として、印鑑登録証明に性別を記載しない取り扱いを検討する自治体の動きがある中、総務省より平成28年12月に印鑑登録証明書に性別を記載しない取り扱いについて差し支えない旨の方針が示されました。笠松町においても、性的少数者への配慮として、印鑑登録事務において性別に関する項目を扱わないこととする改正を提案させていただきます。

また、現行システムの印影の記録及び印鑑登録原票の調整は、磁気ディスクを使用しているため、あわせて所要の規定整備を行うものであります。

内容につきましては、資料の5ページの新旧対照表で示しておりますように、第6条の印鑑登録原票及び第11条の印鑑登録証明書の記載項目から男女の別を削除するものです。議案15ページの附則第2項で印鑑登録原票の取り扱いについて規定していきまして、施行日以前に登録された印鑑登録原票は従前の取り扱いとし、性別の記載は残されるものの、施行日以降に発行する全ての印鑑登録証明書には性別の記載はしないというものでございます。

施行期日は、平成30年10月1日であります。

16ページから17ページにわたっておりますが、第52号議案 笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項において、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないということが規定されていること。また、笠松町一般廃棄物処理基本計画において、事業系のごみの有料化を平成31年4月から実施する計画であり、今年度開催した笠松町廃棄物減量等推進審議会の答申においても事業系ごみの有料化が求められたことから、事業活動に伴って生じた可燃ごみを有料とするため、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の6ページにありますように、第7条の2を改正しまして、平成31年4月1日から事業活動に伴って生じた可燃ごみを有料化するもので、手数料としては10キログラムまでごとに100円とし、その額に消費税及び地方税法に定める地方消費税の額に相当する額を加算した額とするものであります。

また、その額につきましては、岐阜羽島衛生施設組合で共同処理を行うことから、羽島市及び岐南町と歩調を合わせる予定でございます。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

続きまして、18ページの第53号議案 笠松町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

旅館業法の一部を改正する法律が平成29年12月15日に公布され、平成30年6月15日に施行されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の7ページの新旧対照表にございますように、旅館業法で規定されていた旅館業の営業種別のうち、旧の法律の第2項のホテル営業と第3項の旅館営業という2つの種別が1つに統合され、旅館・ホテル営業というように1つのくくりとされたことから、同法の当該条文を引用している部分について、所要の規定整備を行うものであります。内容的には全く変更ございません。

施行日は、公布の日であります。

19ページの第54号議案 笠松町サイクリングロード整備工事請負契約の締結についてであります。資料は、8ページから9ページにわたっております。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、笠松町サイクリングロード整備工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

8月7日に仮契約を行っております。

契約金額は6,588万円。本工事につきましては、予定価格は事後公表とさせていただきます。

契約の相手方は、笠松町円城寺1433の株式会社加藤組であります。

契約の方法は、事後審査型の一般競争入札による電子入札をさせていただきました。ただし、県内に本店があり、長良川以東に営業所がある800点以上という条件はつけさせていただきました。そして、事後の審査の関係ですが、過去10年間に3,000万円以上の同種の事業の実績がある。あと、技術資格者の要件をつけさせていただきました。

入札参加希望者が5社ございまして、5社で入札を行った結果でございます。

工期は、来年3月20日まで。工事場所は、笠松町中野地内でございます。

工事概要につきましては資料のとおりでございますが、全体で4.8キロメートルございましてサイクリングロードの残り1.3キロメートルの施工であります。内容については、資料をお目通しいただきたいと思います。

続きまして、議案の20ページの第55号議案 全国瞬時警報システム新型受信機等の売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、全国瞬時警報システム新型受信機等の売買契約について、町議会の議決を求めるものであります。

資料の10ページにございますように、契約金額は810万円であります。

8月20日に仮契約を行っております。

この810万円の大きな内訳といたしましては、受信機が176万円、そしてその自動起動装置が634万円という内訳となっております。

契約の相手方は、名古屋市中区錦二丁目13番30号の都築電気株式会社名古屋支店であります。

契約の方法は、指名競争入札により行いました。5社指名して、5社参加しております。

納期につきましては、来年3月31日まで。

納入場所は、笠松町司町1番地地内、つまり役場庁舎の3階の行政無線室であります。

機種の詳細でございますが、資料のとおりでございます。全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機とその自動起動装置であります。

以上が契約案件2件でございます。

21ページの第56号議案 町道の路線認定についてであります。

こちらは、道路法第8条の規定により、町道の路線認定について、町議会の議決を求めるものであります。

田代と北及地内の宅地開発等により設置された私有道路について、町道編入審査委員会において規格に適合しているかどうかなど審査を行った結果、編入要件に適合していましたので、町道に編入することとするものであります。

資料の11ページから15ページに掲げてございます。

田代66号線につきましては、田代字若宮地内で、延長は52.1メートル、幅員につきましては6メートルから10メートルであります。

そして、資料12ページの67号線につきましては、起終点とも田代、場所については、田代字社古地地内で、これは丁字の道路でして、まず片側の分が延長が46.3メートルで、幅員が6メートルから11.7メートル。13ページがその続きの分で、延長が15.2メートル、幅員が6メートルから8.8メートルとなっております。

そして、資料14ページの田代69号線ですが、こちらは起終点とも田代で、場所は田代字白鬚で、延長は45メートル、幅員は6メートルから10メートル。

そして、最後の北及71号線については、起終点とも北及地内、これは松枝保育所の南側でございますが、場所は北及字流地内、延長は54.5メートル、幅員につきましては6メートルから9.5メートルとなっております。

以上、5路線であります。よろしく願いいたします。

議案の22ページから32ページにわたっておりますが、第57号議案 平成30年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回は2億7,911万5,000円の増額補正をさせていただきます。

いつものように歳出から御説明したいと思います。

29ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2款の総務費、第1項 総務管理費、第1目の一般管理費でございますが、こちらはまず49号議案で提案させていただきましたが、笠松町犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図る施策として支援金を支給するため、扶助費を30万円新設させていただきました。

そして、第5目の町民バス運行費ですが、公共施設巡回町民バス3台でございますが、サスペンション修繕とかクラッチ調整等の故障が出ておりまして、今後に備え修繕料を94万9,000円増額させていただきます。

そして、第6目の防災対策費ですが、職員の災害対応の手当につきましては、当初予算で最小限しか計上してございません。今後ないことを願っておりますが、避難所等を含めて2回分の防災体制を維持したいため、職員手当を合計で50万7,000円計上させていただいております。

そして、第2項の企画費、第1目 企画総務費であります。こちらは地方公共団体情報システム機構が第4次L G W A Nへ移行することに伴い、庁舎内のL G W A N機器の設定変更が必要なため、委託料を101万6,000円増額補正させていただくものであります。

そして、第4目の地方創生推進事業費ですが、レンタサイクル受付業務をシルバー人材センターで対応させていただいておりますが、当初1人体制で始めましたが、利用が結構ございまして、2人体制に変更しておりまして、このための手数料を増額させていただくという補正でございます。

そして、第4項の戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費ですが、13節と18節の2つの内容がございますが、まず1つ目は、マイナンバーカード等の旧姓併記に関する制度改正に対応するため、住民基本台帳ネットワークシステム委託料を291万6,000円増額補正させていただきます。全額国庫補助金で対応いたします。

そして、もう一つは、備品購入費を増額しておりますが、旅券発行事務に使用する機器を更新するため、34万6,000円備品購入費を増額させていただいております。こちらについては、年度末までに県移譲事務交付金が交付される見込みでありますので、とりあえず補正は一財で対応いたしますが、県からの交付金で対応できる予定でございます。

それから、第3款の民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費ですが、これ以降、平成28年とか平成29年度事業のいろんな精算金が出てきますが、合計で2,000万円強ございますが、説明は省略させていただきます。

30ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費でございますが、こちらは第33回全国健康福祉祭ぎふ大会が平成32年度に開催されますが、これに向け先催大会としまして、第31回富山大会がありますので、この視察調査関係費用を合わせて13万5,000円増額させていただきます。財源としましては、2分の1が県からの補助金で対応できることとなっております。

ちょっと飛びまして、31ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、賃金の補正をさせていただいております。こちらは、育児休業を取得する保健師資格を有する職員の代替といたしまして、保健師資格を持つ臨時職員を雇用するため、賃金を97万8,000円増額補正をさせていただきました。

そして、第5目の環境衛生費でございますが、下羽栗中央墓地駐車場の用地が確保できる運びとなりましたので、用地費とその造成工事に係る費用を合わせて620万5,000円増額させていただいております。面積的には342平方メートル、約100坪で、10台ぐらいの駐車が確保できるのではと計画しております。年末までには整備を完了したいと思っております。

また、もう一つ工事請負費がございますが、こちらは大阪北部地震を教訓に公共施設のブロック塀等の点検結果によるものです。このうち、笠松小学校とか笠松中学校は小規模な改修でしたので既決の予算で対応させていただきましたが、北及霊苑のブロック塀と火葬場施設入り口のブロック塀につきましては、地震により倒壊のおそれがあるため、ブロック塀の撤去とフェンスの設置をするために、工事請負費を合わせて398万6,000円計上させていただきました。北及霊苑につきましては、北側と東側を工事する予定で、延長では94メートルを想定しております。火葬場のほうは両側でありまして、大体10メートルぐらいの延長でございます。全て財源といたしましては、火葬場施設等整備基金を繰り入れて対応する予定でございます。

それから、第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございますが、こちらは創業者家賃助成金について、空き家店舗等を活用する創業者が見込みより増加したことにより、負担金補助及び交付金を42万円増額させていただくものであります。家賃の2分の1を助成するという制度でございまして、当初1件の見込みでありましたが、もう一件申請がございまして、予備を含めて3件分を予算確保するというものでございます。

そして、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第3目 交通安全対策費でございますが、こちらは岐阜県交通安全対策協議会より、笠松町が上半期に高齢運転者事故件数が県下のワースト2位、そして高齢者事故死傷者数がワースト3位ということで、高齢者交通事故防止対策重点地域として指定を受けました。これを受けたことにより、高齢者の交通事故防止対策を今後行っていくためのいろんな行事を行うため、需用費として啓発グッズ等を購入したいということで、13万円増額補正をさせていただいております。

第3項の河川費、第1目 河川維持費でございますが、平成30年7月豪雨によるひ管操作経費の増と、今後、台風等による河川の増水に備え、円城寺と奈良津排水ひ管人夫賃金を33万3,000円増額させていただきます。全額国庫支出金で対応させていただきます。

第9款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費でございますが、合計で25万1,000円の補正をさせていただいております。こちらは、身近な自然や文化について学び、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育む清流の国ふるさと魅力体験事業の対象に下羽栗小学校6年生

が決定し、岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）及び土岐川で化石採取の体験学習を行うため、需用費と使用料及び賃借料を増額させていただいております。財源は全て県の支出金で対応いたします。二町教委の考えでは、下羽栗小学校と岐南西小学校が対象となっております。

歳出の最後でございますが、第11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費でございますが、前年度繰越金を全額予算計上し、今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を2億3,832万円増額させていただいております。なお、この財調の年度末見込みは6億2,300万円程度であります。

27ページの歳入でございますが、歳出で触れていないもののみ御説明いたしますと、まず27ページの第17款 繰入金でございますが、介護保険特別会計の平成29年度事業精算に伴い一般会計へ返還が生じたため、繰入金を1,192万6,000円増額させていただいております。

そして、28ページの第20款 町債でございますが、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、臨時財政対策債を3,000万円増額させていただいております。

あわせて25ページの地方債補正として、臨時財政対策債の限度額の変更をしております。3億円から3億3,000万円に変更させていただいております。

以上が一般会計の補正予算であります。

33ページの第58号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回、27万円の増額補正をさせていただいております。

こちらは、療養給付費等負担金や財政調整交付金の申請等に使用する国保調交システムというのがあるんですが、これが都道府県単位化等の制度改正があったことに伴いましてシステムを改修するため、委託料を27万円増額させていただいております。この改修費用につきましては、特別調整交付金により財政支援される見込みではありますが、現時点では交付基準が不明であるため、暫定的に繰越金を財源として補正をさせていただいております。よろしく御願いたします。

36ページの第59号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

額的には6,477万9,000円の比較的大きな増額補正となっております。

歳出につきましては、41ページから42ページにわたっておりますが、まず委託料が出ておりますが、第三者行為による損害賠償の決定により、国保連合会に支払う第三者行為求償事務委託料を3万5,000円増額させていただいております。

そして、平成30年4月から介護医療院というものが創設されたことに伴い、羽島市・羽島郡二町介護認定審査会の介護システム改修費用に対する負担金を9万8,000円増額させていただ

いております。

そして、平成29年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金並びに一般会計繰入金の精算に伴いまして、負担金等償還金を5,960万5,000円、そして一般会計繰出金を1,192万1,000円増額させていただいております。

また、平成29年度精算により生じた保険料不足分に対応して予定していた基金積立金は688万円減額させていただきます。当初1,100万円ほど基金繰り入れを予定しておりましたが、688万円減額させていただきます。

歳入につきましては、先ほど来申し上げています前年度事業精算等に伴い一般会計繰入金を16万7,000円減額、そして支払基金交付金を390万8,000円増額、それから前年度繰越金を全額予算計上することに伴いまして、繰越金を6,104万2,000円増額させていただいております。

以上が介護保険特別会計の補正であります。

43ページから45ページにわたっております第60号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

16万5,000円の増額補正をさせていただきました。

こちらは、第50号議案で提案させていただいておりますように、笠松町上下水道事業経営審議会を設置するに当たり、委員報酬等を合計で16万5,000円増額させていただく補正となっております。3回分を計上させていただきました。財源としては、繰越金を充てさせていただくこととなります。

第61号議案から第65号議案までの決算認定の5議案については、後ほど担当部長から説明がございしますが、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員さんの意見をつけて町議会の認定に付すものであります。

また、66号議案でございしますが、水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分については、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定に基づき、決算を監査委員の意見をつけて町議会の認定に付すとともに、剰余金の処分について町議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれ部長から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（尾関俊治君） 提案説明の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私からは、第61号議案 平成29年度笠松町一般

会計歳入歳出決算認定についてから第65号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括して説明をさせていただきます。

まず、平成29年度決算説明資料をごらんいただきたいと思います。

1ページ、2ページをお開きください。

5つの会計の決算額は、歳入総額139億2,359万7,902円、前年度に比べ1.1%の減、歳出総額につきましてもは131億8,564万1,819円、前年度に比べ1.8%の減、歳入歳出差引額7億3,795万6,083円となりました。

次に、3ページから4ページをごらんください。

一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものでございます。

収入済額の合計は78億3,578万3,852円、予算現額に比べ1億1,233万9,148円の減、収入割合は98.6%となっております。

第1款 町税、これは歳入の35.6%を占めているものでございます。収入済額は27億8,898万9,639円で、予算現額に比べ1億459万4,639円の増、収入割合は103.9%となっております。主な要因につきましては、町民税のうち、個人町民税は所得給与額で微増であったものの、分離譲渡所得の大幅増により現年課税分調定額が増となっております。法人町民税につきましては、均等割で運輸、運送業など、雇用拡大によりまして増額いたしました。法人割で上位の製造業が著しく減少したため、全体として前年度を下回っております。固定資産税につきましては、新築増により増となっている状況でございます。また、町税の未収入額は、不納欠損額を含め1億2,714万5,882円で、前年度に比べ5.0%の減となっております。収納率は95.6%、前年度より0.5%の増でございました。

第9款の地方交付税は10億9,050万5,000円、予算現額に比べ2,250万5,000円の増、収入割合では102.1%となっております。

第11款 分担金及び負担金は、主に保育料でございます。1億3,642万230円、予算現額に比べ44万5,770円の減、収入割合は99.7%となっております。未収入額欄に記載されました666万5,329円は保育料、放課後児童クラブ利用料の未収入額で、前年度に比べ0.2%の増となっております。

第12款 使用料及び手数料は6,436万931円、予算現額に比べ260万931円の増、収入割合は104.2%となっております。未収入額欄に記載をされました12万1,330円は、産業廃棄物処理手数料で、事業者が破産手続中のため未収となっているものでございます。

第13款 国庫支出金は8億6,119万8,139円、予算現額に比べ1億1,660万4,861円の減、収入割合は88.1%となっております。国庫支出金の主なものといたしましては、児童手当負担金、保育給付費負担金などですが、平成29年度におきましては、学校給食センター建設に対します学校施設環境改善交付金や臨時福祉給付金事業に対する補助金などを受け入れております。国

庫支出金の未収入額1億940万円は、繰越明許費として翌年度へ繰り越した排水路改良事業の特定財源として収入が見込まれるものでございます。この未収入額が予算現額に対して減となっている要因でございます。

続いて、第19款 諸収入は4,549万9,376円、予算現額に比べ1,821万4,376円の増、収入割合は166.8%となっております。主な要因につきましては、福祉医療費等に係ります過年度収入、市町村振興協会市町村交付金などが増加したことによるものでございます。

第20款 町債は9億740万円、予算現額に比べ1億7,144万4,000円の減、収入割合は84.1%となっております。主な要因につきましては、排水路改良事業の繰越明許分の未借入分によるものでございます。

続きまして、5ページから6ページをごらんください。

一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示したものでございます。

支出済額の合計は74億4,001万889円、歳出予算額の執行率は、表の右下に記載をしております93.6%となっております。執行率が最も低い土木費75.2%の要因につきましては、翌年度繰越額欄に計上しております2億2,970万1,000円で、これは排水路改良事業費を30年度に繰り越したためでございます。

歳出の詳細につきましては、後ほど決算認定資料に沿って説明をさせていただきます。

続きまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思っております。

地方財政状況調査によります年度別収支状況の過去5年間分を表示しております。

平成29年度分、一番右になりますが、29年度の状況といたしましては、平成29年度歳入歳出差引額（形式収支）C欄は3億9,577万3,000円となりました。形式収支C欄から翌年度へ繰り越すべき財源でありますD欄1,150万1,000円を差し引いた額、実質収支E欄は3億8,427万2,000円となりました。実質収支E欄から前年度実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄は2,410万8,000円の黒字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄1億4,793万1,000円を加え、基金取崩額I欄1億3,439万1,000円を差し引いた額、実質単年度収支は3,764万8,000円の黒字となっております。

続きまして、9ページから24ページにかけましては、決算データといたしまして、各科目ごとの決算額、多い順に表記をしたり、あと歳出の性質別、目的別の経費を過去の推移を含めて掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

少し飛んでいただきまして、25ページ、26ページをごらんいただきたいと思っております。

上段は、給与費を表示しております。共済費を含む給与費の合計額、上の表の右下に書いてあります8億1,575万2,707円で、前年度に比べ2.3%の減となっております。職員数につきましては、平成29年4月1日現在で127人、年度内に5人退職し、新年度に4人採用しましたので、平成30年4月1日現在の職員数は126人となっております。

下段には、町債の状況を表示してございます。平成29年度末の現債額は70億7,945万2,689円、前年度に比べ6.3%の減となりました。平成29年度中の起債額につきましては、総務債で臨時財政対策債2件、土木債では運動公園改修事業1件、サイクリングロード整備事業1件、排水路改良事業1件、土木費の計では3件になります。教育債につきましては、給食センター建設事業1件を借り入れております。総合計で6件、9億740万円の借り入れをしている状況でございます。一方、平成29年度中に償還が完了しましたのが計5件ございましたので、最終的に借入件数は、前年度に比べまして1件増の91件となっております。

続きまして、一般会計の歳出について御説明させていただきますので、また飛びまして47ページをごらんいただきたいと思っております。

ここでは、決算年度におけます重点事業、そして新規事業などを主に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

49ページをごらんください。

第2款の総務費になります。

一番上の地域生活安全推進事業では、青色回転灯装備車、いわゆる青パトを活用した自主防犯パトロールを開始いたしました。講習受講者128人、活動回数88回を実施し、安全で安心して暮らせる町を目指し取り組んでいるものでございます。下から3つ目、防災備品管理事業では、AEDの機器更新に加え、防災備品の充足に努めました。また、その下の自主防災組織育成事業では、自主防災会が整備する防災備品等に対する補助や防災士の育成など、防災・減災事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、51ページをお開きください。

中段あたりにあります広域行政推進事業では、平成29年11月、岐阜市と岐阜連携都市圏を形成するための連携協約を締結いたしました。効率よく行政運営を行うため、連携できる分野の協議を重ねている状況でございます。

一番下のかさまつ応援事業でございます。総務省の通知により、お礼の品の見直しやふるさと納税ポータルサイトなどの導入を行いました。パートナー事業者の皆さんの御協力により、2,977件のお礼の品を全国にお届けしております。応援寄附金は2,263件、寄附額といたしまして2,411万2,285円、これも全国の方から御寄附をいただいております。毎年度、各種事業に活用をさせていただいているものでございます。

続きまして、53ページをお開きください。

下から4つ目になります。地方創生推進事業では、国の地方創生交付金を活用しまして、総合戦略に掲げる事業の実施、また交流人口の増加を図り、活気あるまちづくりを推進するためにコミュニティサイクルやレンタサイクルの社会実験を実施いたしました。また、平成29年4月17日には、岐阜大学との包括連携を締結し、さまざまな分野で連携を進めている状況でござ

います。

55ページをごらんください。

一番上の収納管理事務事業でございます。表の2つ目に記載をしておりますが、平成29年度の収納率は現年度課税分98.7%、滞納繰越分27.4%、収納率合計では95.6%と前年度より0.2%の増となりました。

続いて、57ページをごらんください。

第3款 民生費でございます。

下から2つ目、敬老福祉事業では、百歳長寿者褒賞として対象者2人に対する祝い金を含め、敬老会、敬老のつどいを実施いたしました。88歳を対象とします敬老会は、平成29年度初めて中央公民館大ホールで実施をいたしまして、39名の方に御参加をいただいたものでございます。

続きまして、59ページをお開きください。

一番下になります。障がい者地域生活支援事業では、平成29年度より新たに一般企業へ就職を希望する障害のある方に対しまして、一般就労に向けた作業訓練、職場実習などを支援する就労支援事業を開始いたしました。2人の方に対して支援を行ったわけでございます。

61ページをごらんください。

下から3つ目になります。臨時福祉給付金（経済対策分）事業では、平成28年度からの繰越事業で、消費税引き上げによる低所得者への臨時的な措置といたしまして給付金を支給いたしましたものでございます。支給対象者1人1万5,000円で、支給者数は3,251人でございました。

1ページ飛んでいただきまして、65ページをごらんいただきたいと思います。

一番上、児童館の施設管理事業では、児童館を子育て支援の拠点とし、子ども館としてリニューアルするために、遊戯室に空調機を2基設置、また授乳室の整備、屋根塗装工事等の施設整備を実施いたしました。

その下の子育て支援推進費には各種事業が記載しておりますが、放課後児童クラブでは、全ての学校休業日の6年生までの児童の受け入れや、病児・病後児保育の多子世帯に対する利用料助成、そして次の67ページになりますが、子育て短期支援事業を新たに開始いたしました。また、一時預かり事業の充実など、安心して子育てができる町となるような各種施策の実施に努めているところでございます。

続いて、第4款の衛生費に移ります。

一番下、母子保健指導事業では、表に記載しております下3つになります。親子ふれあい体操教室、子育て応援教室「たんぽぽ」、離乳食教室、そして表の下にあります育児ほほえみ相談委託事業を平成29年度から開始しております。母子に対する育児支援を行ってまいりました。

69ページをごらんください。

一番上の母子保健健康診査事業では、継続して実施をしております特定不妊治療費等助成事

業、一般不妊治療費助成事業におきましては、平成29年度中に25の方が出産をされております。

1 ページ飛んでいただきまして、73ページをごらんください。

一番下でございます。ごみ収集・処分事業では、御存じのとおり、平成28年度から岐阜羽島衛生施設組合のごみ焼却施設の稼働停止によりまして、県外施設において処分を行っておりますが、ごみの処分につきましては、滞りなく円滑に実施することができております。しかし、増加します費用に対し、ごみの減量化、そして再資源化を積極的に進めている状況でございます。

1 ページ飛んでいただきまして、77ページをごらんください。

第5款の農林水産業費でございます。

上から2つ目、農業再生事業でございます。記載してありますように、平成29年産生産確定数量は372トン、前年度に比べ7トンの減でございます。水稻生産目標面積は84.4ヘクタールに対し、水稻作付確定面積は80.41ヘクタールで、生産調整は達成されているという状況でございます。

続きまして、79ページをごらんください。

第6款の商工費、一番上になります。

創業支援事業では、町内で新しく創業する人を支援するために、商工会へ委託をいたしまして、一般、女性、ITの3つのコースの創業塾を開催いたしました。20の方に受講をいただいた状況でございます。

続いて、81ページをごらんください。

下から5つ目になります。排水路改良事業では、浸水対策のため笠松町流域関連公共下水道（雨水）事業計画に基づきまして、円城寺の雨水調整池上流部の排水路整備を実施いたしました。

83ページをごらんいただきたいと思います。

一番上、サイクリングロード整備事業では、平成30年度の完成に向け計画的に整備を進めております。平成29年度には、国道22号線周辺整備、環境楽園への接続園路整備を行いました。

その下の運動公園改修事業では、園路整備、築山築造、あずまや設置など、平成25年度からの運動公園整備計画が29年度に完了をしたわけでございます。

第8款の消防費につきましては、消防団の活動事業では、消防団活動の充実を図りまして、消防団を中核とした地域防災力の強化に努めているところでございます。

1 ページ飛んでいただきまして、87ページをごらんください。

一番上と一番下にあります情報教育ネットワーク事業でございます。上が小学校、下が中学校でございます。小・中学校の特別教室への電子黒板、タブレット等の学校ICTの導入、そ

して小学校への無線LANアクセスポイントの機器の更新など、学習意欲や教師の授業技術向上のための学習環境の整備を行いました。この整備につきましては、全額、かさまつ応援基金を充当しております。

続きまして、89ページをごらんください。

下から3つ目になります。給食センター建設事業では、老朽化した施設の建てかえ、安全で安心な学校給食を子供たちへ継続的に提供できるよう、新学校給食センターを円城寺地内に建設をし、平成29年度完成をいたしました。また、機械器具の中で配送用トラック2台につきましては、かさまつ応援基金を充当しております。

1ページ飛んでいただきまして、93ページをごらんください。

一番上になります。歴史未来館展示活動推進事業では、JAXAより宇宙服レプリカ、模型等を借用いたしまして、企画展「未来を拓く日本の宇宙開発」などを開催するなど、未来、歴史に関する企画展を開催し、多くの方に御来館いただいております。

95ページをごらんください。

第10款 公債費でございます。借入先別の元金及び利子の償還額等につきましては、表に記載のとおりでございます。

第11款 諸支出金の土地取得費、土地取得事業では、土地開発公社が所有をします桜町、そして緑町の土地の買い戻しを行いました。

続きまして、特別会計の決算について説明をさせていただきますので、27ページまでお戻りいただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額30億3,143万6,647円、3.2%の減、歳出総額27億6,644万2,722円、8.4%の減、差引額2億6,499万3,925円でございます。歳入総額の18.9%を占めます国民健康保険税は、収入済額で5億7,218万478円で、6.5%の減となりました。収納率は合計で71.2%、1.2%の減でございます。未収入額2億3,190万1,825円で、前年度に比べ0.8%の減となっております。

次に、30ページをごらんください。

表の一番上の合計欄でございます。被保険者1人当たりの療養給付費及び療養費の合計は28万984円で、3.3%の減でございました。

続いて、31ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額2億6,501万5,641円、6.0%の増、歳出総額2億6,413万802円、5.9%の増、差引額は88万4,839円でございます。歳入総額の70.9%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で1億8,782万7,900円でした。収納率の合計は98.9で、0.3%の減でございます。未収入額は209万3,700円で、前年度に比べ48.7%の増となっております。

続いて、34ページをごらんください。

上段が笠松町の保険料でございます。平成29年度平均被保険者数3,042人で、1人当たりの保険料は6万1,486円でございます。下段は、広域連合の保険料で、平成29年度平均被保険者数は29万3,394人で、1人当たり保険料は6万1,047円という状況になっております。

35ページをごらんください。

介護保険特別会計でございます。

歳入総額18億3,088万6,528円、2.2%の増、歳出総額17億6,984万3,497円、3.1%の増、差引額は6,104万3,031円でございます。歳入総額の22.5%を占めます介護保険料は、収入済額で4億1,132万3,400円、収納率の合計は97.4%で、前年度と同じでございます。未収入額は1,078万2,000円で、前年度に比べ0.6%の減でございます。

続きまして、37、38ページをごらんください。

一番上になりますが、介護サービス費の状況を表示してございます。38ページの右上、合計欄でございます。受給者1人当たりの月平均が合計で15万300円、前年度に比べ1.2%の増という状況になっております。

次に、39ページをごらんください。

下水道事業特別会計でございます。

歳入総額9億6,047万5,234円、6.2%の減、歳出総額9億4,521万3,909円、5.2%の減、差引額は1,526万1,325円でございます。歳入におけます使用料及び手数料は、収入済額で2億5,519万3,840円、前年度に比べ0.3%の増となっております。使用料の収入率は98.6%でした。未収入額につきましては373万7,662円で、前年度に比べ3.8%の減となっております。平成29年度末の下水道整備率につきましては、全体計画区域面積683ヘクタールに対しまして74.4%、認可区域面積は668.4ヘクタールに対しまして76%、水洗化率につきましては、人口ベースで81.8%となっております。

一番下の表につきましては、町債の状況について表記をしておるものでございます。平成29年度末現債額は47億181万8,350円、前年度に比べ2.3%の減となりました。平成29年度中の起債額は合計で4件、2億7,660万円の借り入れを行っているものでございます。また、平成29年度中に償還が完了したものが3件ございました。よって、件数は1件増の125件となっております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと思っております。

普通会計財政関係指数等の推移で、5年間分表記をさせていただいております。平成29年度が一番右端にございます。上から4つ目になります財政力指数0.71でございます。数値が高いほどよいとされ、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均数値でございます。1年度前のデータになりますが、平成28年度の県下平均は0.58、笠松町の前年度は0.70で

ございましたので、上から12番目という状況になっております。

その下、経常収支比率につきましては90.3でございます。前年度、28年度の県下の平均は88.2で、笠松町は91.3でございましたので、高いほうから6番目という状況になっております。

そこから4つ下に行っていただきまして、実質公債費比率6.0でございます。28年度の県下の平均は5.8、笠松町は5.9でございましたので、25番目という状況になっております。

続きまして、ちょっと冊子をかえていただきまして、平成29年度一般会計歳入歳出決算の冊子の82ページ、83ページをごらんいただきたいと思っております。

ここからは、決算財産に関する調書で御説明をさせていただきます。

まず1つ目、公有財産、(1)の土地及び建物でございます。

82ページに土地の増減を記載しております。下に行きまして、衛生施設で、195平方メートルが増となっておりますが、こちらは土地開発公社所有の緑町70番地の土地の買い戻しによる増でございます。

一番下に行っていただきまして、普通財産のその他土地建物でございます。1,282.71平方メートルの増になります。主なものといたしましては、こちらも土地開発公社所有の桜町95番地を公社から買い戻したための増でございます。

続きまして、建物に移ります。

83ページ、一番下になりますが、その他の建物、非木造の普通財産になります。1,441.22平方メートルの増となっております。こちらは、平成30年3月に新築いたしました新学校給食センターでございます。平成29年度中は普通財産で取り扱いをさせていただいております。ですので、平成30年度にはこの分は行政財産の給食センターへ、そして長池の旧学校給食センターは普通財産へ用途変更する予定でございます。

続きまして、84ページ、85ページをごらんください。

(2)の有価証券、そして(3)の出資による権利につきましては、年度中の増減はございませんでした。

2の物品につきましては、まず自動車につきましては、年度中の増減はございませんでした。パーソナルコンピューターにつきましては、18台の減の414台となっております。主な内容として、買い取りをしておりましたイントラ端末を更新時にリースに変更したことに伴う減でございます。

次の86ページをごらんください。

3の基金でございます。

平成29年度末にて表の下2つの基金、高額療養費資金貸付基金、土地開発基金の2つの基金を廃止いたしましたので、年度末における基金の状況につきましては21件、そして年度末現在高は17億3,796万5,702円となっております。

続きまして、88、89ページをごらんください。

1. 高額療養費資金貸付基金と2. 土地開発基金の運用状況を記載しておりますが、先ほど申しましたように、年度末に両基金を廃止しておりますので、年度末現在高はゼロとなっている状況でございます。

以上をもちまして、私からの説明は終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（尾関俊治君） 建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） それでは、私から、第66号議案 平成29年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての説明をさせていただきます。

水道事業会計決算に関する書類に基づいて御説明をさせていただきます。

決算書類に係る消費税の取り扱いにつきましては、18ページの会計経理重要事項の消費税計算書のとおりとなっておりますので、御参考にしていただきますようお願いをいたします。また、会計方針などの注記につきましては、29ページにて御確認をお願いいたします。

それでは、1ページから4ページの決算報告書の(1)収益的収支についてですが、水道事業収益は決算額2億6,511万2,203円で、対前年度、約1,273万円、4.6%の減、水道事業費用は決算額2億992万8,951円で、対前年度、約437万円、2.1%の増となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続きまして、3ページ、4ページの資本的収支についてでございますが、資本的収入は決算額1,879万7,940円で、対前年度、約1,440万円、43.4%減となりました。これは、当該年度は下水道工事に伴う水道管の支障移転工事が減少し、工事負担金も減少になったことによるものでございます。

資本的支出につきましては、決算額1億193万9,881円で、対前年度、約2,210万円、17.8%減となりました。主な改良工事の内訳は、13ページの工事業報告書内の工事概況に、償還等の詳細につきましては、27ページ、28ページの企業債明細書のとおりとなっておりますのでごらんください。

ここで、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,314万1,941円、対前年度、約767万円、8.4%の減につきましては、損益勘定留保資金の過年度分で補填をいたしました。

続いて、5ページからの財務諸表で、1年間の経営成績を明らかにするために、その期間に得た全ての収益とこれに対する全ての費用を記載し、営業活動によってどれだけの効果があったかを示す損益計算書についてでございますが、節別の明細は、附属書類の21ページ以降にありますので御参照いただきたいと思います。

1の営業収益は1億9,527万2,738円で、対前年度136万円、0.7%減となりました。営業収益の大部分を占める給水収益においては、対前年度92万円、0.5%の減で、給水件数は増加しているものの、生活環境の変革により、ほぼ同額となっております。

ここで、業務量の概要が14ページに記載してありますので、ごらんをください。

年度末の給水戸数は8,835戸と前年度に対し80戸の増、また年間配水量は前年度に対して約10万600立方メートル、3.6%増の290万2,217立方メートルとなりました。なお、有収率については81.8%で、対前年度比3.5%減となり、配水量の監視を行うと同時に、今後も定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。また、給水に要する単位費用である給水原価は72.31円となり、昨年度の68.22円から増加となり、単位収益である供給単価81.11円を8円80銭下回りました。

5ページに戻っていただきまして、営業費用は1億9,706万2,154円で、対前年度605万円、3.2%の増となりました。これは、修繕工事が増加したことによるものが大きな要因となっております。

3の営業外収益は5,244万6,623円で、対前年度1,085万円、17.1%の減となりました。これは、長期前受金戻入及び雑収益における新設給水費の減少によるものでございます。

4の営業外費用は661万45円で、対前年度比131万円、16.5%の減となりました。これは、消費税決算整理分が減少したことなどにより減額となったものでございます。

営業利益と営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は4,404万7,162円で、対前年度1,695万円、27.8%の減となりました。

5の特別利益については43万3,331円で、対前年度約974万円の減となりました。28年度においては、退職給付引当金の積み立てを取り崩して特別利益に計上する措置を行い、29年度は賞与引当金の不用分のみでの計上であったことによるものでございます。

当年度の純利益は、対前年度2,670万円、37.5%減の4,446万8,912円となりました。したがって、前年度繰越利益剰余金の1,405万2,211円に当年度の純利益を加え、当年度の未処分利益剰余金は5,852万1,123円となりました。

続きまして、7ページの3番、剰余金計算書については、10ページの貸借対照表に記載されている剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。

利益剰余金は、減債積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額400万円を加算し7,669万円、建設改良積立金の年度末残高は、前年度末残高から前年度処分額6,600万円を加算し3億2,156万5,896円で、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1,405万2,211円に純利益4,446万8,912円を加えた5,852万1,123円となりました。

続いて、8ページの財政的基礎を確立し健全な経営を行うために、毎事業、年度に生じた利益の一部を議会の議決を経て処分をする4の剰余金処分計算書(案)についてでございますが、当年度の未処分利益剰余金5,852万1,123円を減債積立金に400万円と建設改良積立金に4,100万円の計4,500万円を積立金として処分し、翌年度への繰越利益剰余金については、前年度と同額程度の1,352万1,123円にしたいと考えております。

続きまして、9ページ、10ページでございます。

貸借対照表で資産の部についてでございます。固定資産では、固定資産の詳細については25ページ、26ページの固定資産明細書のとおりで、有形固定資産の現在高の合計は、対前年度3,361万円、1.3%減の24億9,916万965円となりました。

流動資産では、対前年度4,715万円、9.3%の減で4億6,156万5,693円となり、その内訳は現金預金で対前年度3,547万円、7.6%減の4億3,268万6,611円、未収金は工事負担金等で対前年度1,157万円、29.1%減の2,860万6,828円で、主なものにつきましては、水道管支障移転工事負担金で下水道工事に伴うものが1,734万1,647円、消火栓設置工事に伴うものが212万3,280円、水道料金の未収金で864万2,183円、7月末までの納付額は716万2,019円となっております、水道料金の平成28年度現年度未収は808万3,541円で、3月末の収納率は96%、前年度比マイナス0.1%で、悪質な滞納者につきましては給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図られるよう進めてまいります。資産の合計は、対前年度比0.6%増の30億6,072万6,658円となりました。

負債の部については、固定負債の合計は対前年度比3.1%減の4億2,388万567円となっております。これは、企業債元金償還の減少によるものでございます。

流動負債の合計は、対前年度比1.2%の8,188万2,846円となっております。未払金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払金で850万5,106円、消費税未払分の営業外未払金で161万1,800円、配水管及び配水補助管布設がえ工事等のその他未払金で5,735万2,728円となっております。繰延収益は、長期前受金が対前年度比1%減の10億8,746万7,296円となりました。負債の合計は、対前年度2,522万円減となります15億9,323万709円となりました。

資本の部においては、資本合計は10億1,071万8,930円となっております。剰余金につきましては、7ページの剰余金計算書のとおりとなっております。資本合計は14億6,749万5,949円、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の30億6,072万6,658円という平成30年3月31日現在における貸借対照状態となりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

11ページ以降につきましては、決算の附属書類となりますので、お目通しをいただきたいことをお願いし、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

平成29年度各会計の歳入歳出決算、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比

率審査意見、平成29年度笠松町水道事業会計決算に対する監査の結果報告を求めます。

○監査委員（小林正明君） それでは、議長の指名によりまして、報告をさせていただきます。

別紙、平成29年度決算等審査意見についてを御参照ください。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度の笠松町一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の各特別会計の歳入歳出決算、そして同法241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類を平成30年8月16日、17日、21日の3日間にわたり、笠松町役場監査委員室において審査いたしましたので御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書類等は、いずれも法令で定める書類の記載様式に準じ適法に処理されており、決算内容も正当かつ正確に表示されておりました。また、予算についても適正に執行されておりました。

なお、総括的意見としまして、本年度の一般会計の決算額は、歳入78億3,578万3,852円、歳出74億4,001万889円であり、前年度と比較しますと、歳入で0.6%、歳出で0.1%低下しておりました。これに各特別会計を加えた決算総額は、歳入139億2,359万7,902円、歳出131億8,564万1,819円であり、前年度と比較しますと、歳入で1.1%、歳出で1.8%低下しておりました。また、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支については3,764万8,000円の黒字となり、前年度の2億2,707万1,000円の赤字から脱却しました。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も90.3%で、前年度より1.0%の好転を見ました。今後、町の財政状況はより厳しい状況になることが思慮されることから、歳入にあっては一般財源の大半を占める税等の自主財源の確保充実や、収入未済額の減額に最大限努める必要があります。一方で、歳出にあっては、義務的経費を初め物件費、補助費等の経常的支出についてもできる限り抑制することを根幹とし、各施策、事業の緊急性、重要性等を考慮し、将来的に安定かつ持続可能な行財政運営を推し進め、さらなる町の活性化につながることを期待するものであります。

なお、一般会計及び各特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用処理されておりました。しかし、長年利用されていない基金が見受けられるため、いま一度、基金の目的及び用途を整理し、さらに有効な活用方法について調査・研究をされるよう望むものであります。

また、公有財産についても適正に管理されているものと認められました。

次に、財政健全化法の施行に伴い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率の財政指標についても8月16日に審査いたしま

した。

その結果、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定基礎となる事項を記載した書類についても、適正かつ正確に作成されていることが認められ、健全化判断比率については、財政再建団体の前段階であると判断される早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られているものと判断します。

また、公営企業等の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されておられません。

以上、審査結果の御報告とさせていただきます。

引き続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年8月21日、笠松町役場監査委員室において、平成29年度笠松町水道事業会計決算を審査しましたので御報告します。

事業収益については、給水戸数が前年度対比80戸増加したものの、料金収入である給水収益が前年度対比0.5%と、わずかであるが低下しております。収入総額は前年度対比4.6%減の2億6,511万2,203円となっております。

一方、事業費は原水及び浄水費、総係費などが減少したものの、老朽管の更新等により、配水及び給水費、資産減耗費が増加し、支出総額は前年度対比2.1%増の2億992万8,951円となり、純利益が4,446万8,912円の黒字決算となっております。これは、経営の効率化、財政の健全化が図られてきた成果として評価できるものであります。

また、資本的収支においては、工事負担金が減少したことに伴い、前年度対比43.4%の減、支出は前年度対比17.8%の減となっております。

今後の水道事業については、新水道ビジョン及び経営戦略をもとに、水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料金体系の構築を図り、施設の更新、維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強い信頼性の高い水道を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

さらに、今後とも引き続き経営の効率化、合理化を図られるなど、企業経営の健全化に最善を尽くされるとともに、未収金につきましては、滞納状況の把握に努め、収納率の向上により一層の努力を期待するものであります。

詳細につきましては、お手元の決算書をごらんください。

なお、審査に付されました決算書類は、いずれも政令で定める様式に準じ、水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。以上。

○議長（尾関俊治君） 引き続き、提案理由の説明を求めます。

請願。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 請願の紹介議員として、説明をさせていただきたいと思います。

核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願でございます。

昨年の7月7日、核兵器禁止条約が国連で採択をされました。被爆国である日本が参加せず、テレビで日本の席に折り鶴1個がそっと置かれていた、あの様子を見たとき、本当に被爆国として恥ずかしいことだと私は思いました。どうか皆さん、政府にせめて核兵器については、被爆者とともに核兵器のない世界を目指すところに促していけるよう、御一緒にこの請願を採択していただけたらと思って、紹介議員となりました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、請願の趣旨を読んで提案にかえさせていただきます。

請願の趣旨。

2017年7月7日の国連会議で「核兵器禁止条約」が国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約の第1条では、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し、「自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器又は核爆発装置を配置し、設置し、又は配備すること」を禁止しています。

世界中から核兵器をなくすことは、人類の生存にかかわる大きな課題です。朝鮮半島においても非核化のための新しい行動が提起されています。この世界的な情勢のもと、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に呼応して、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきだと考えます。

既に全国では293自治体が意見書を採択しています。（2018年7月4日現在）。

貴議会におかれましても、日本政府が「核兵器禁止条約」に署名し、条約を批准するよう意見書の提出をお願いいたします。

請願事項は、一つ、日本政府が速やかに「核兵器禁止条約」に調印することを求める意見書を提出されることを請願します。

以上です。どうぞ、非核平和都市宣言の町としても、御考慮いただけたらと思います。どうぞよろしく願いします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第54号議案 笠松町サイクリングロード整備工事請負契約の締結について及び第55号議案 全国瞬時警報システム新型受信機等の売買契約の締結についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案及び第55号議案を先議することに決しました。

第54号議案 笠松町サイクリングロード整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○8番（安田敏雄君） ちょっと確認ですが、説明のときにちょっと聞いたんですが、今度の整備事業はカラー舗装はされて、歩行者と自転車の区別の舗装はしないようなふうに説明を聞いたんですが、普通のアスファルトだけというような説明だったか、ちょっとそこら辺、確認だけですけど、施工について、もう一度説明願います。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 今年度整備をいたしますサイクリングロードのカラー舗装についての件でございますが、先般4月、それから7月に木曾川が大きく出水したこともありまして、サイクリングロードの河川敷を通る部分につきましては水没するおそれが高いということで、その部分を舗装いたしますと非常に土砂を除去するのに傷むということで、カラー舗装には適さないのではないかという判断をいたしまして、一部その区間につきましてはカラー舗装を行わず、残りの部分、坂路ですとか、現在、既に整備された部分の土砂が堆積しない部分については、カラー舗装は採用していきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

そういう理由があるならばあれですが、やっぱりこれは相手が川の水のことですので、また、この前のみなと公園みたいに土砂が積もるだけで200万、300万のお金が要するというようなことは困るもので、どういうふうに施工されるかわからんですが、川底より大分高い位置にサイクリングロードができるものか、それは現場へ行ってみなきゃわからんと思いますけれども、できるならカラー舗装して見た目がよくなるのがいいのかなあと思うんですが。それはそれとして、何かいい方法がありましたら、また考えていきたいと思えますし、坂路と既設でもうできているところはカラー舗装でやるということがわかりましたので、また今後ともよろしく願います。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○4番（川島功士君） 1点だけ、以前もちょっとお聞きしたことがあったと思うんですけど、既にできている部分のグラウンドの横のあたり、葛のつるなどが全体の半分以上を覆ってしま

っているときがあるんですが、高齢の方が歩くとなると、つまずいてしまうほどの量があったと思います。今後、ずうっと完成してくるに当たって、そういうことに対する対応というか対策というのは何か考えておられるのか、どのように考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（尾関俊治君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） サイクリングロードにおけます雑草による処理でございますが、みなと公園から河川環境楽園までつながる部分も含めまして、堤防除草の一環として委託の中に含め、除草という形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

第55号議案 全国瞬時警報システム新型受信機等の売買契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） これまでのところからこの機械にかわるわけだと思っておりますが、一般家庭の防災の関係とでは、どのようになるのかお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今回は、受信機と起動機の更新で、一般家庭における個別受信機については何ら変更はございませんし、こちらの本体の機器を変更するだけでございますので、今までどおり受信ができるものでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ちょっとよくわからないので質問しますが、受信機を更新するというの

は、期間が来たから更新するのか、それとも国が発信する起動の内容に変更があったため、システムを改修するために受信機をかえなければならなくなったのかということが1点と、この起動装置とか受信機のメーカーは、選べる範囲があったのかどうか。こちら側が選定しているのは、あくまでも販売会社を決めているのであって、受信機そのものの生産メーカーというのに幾つかの種類があったのかどうかについてお知らせ願いたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

まず1点目の更新理由についてでございますが、こちらはJアラートが平成21年から運用開始をされておりますが、それ以降、平成26年度には特別警報に関する機能の拡張ですとか、平成27年度には噴火速報に関する機能の拡張というようなことで、消防庁においてそれぞれ機能の拡張が進められているところでございます。そういった状況の中で、より多くの情報量を扱うということで、基本的性能がそれに不足するという状況等、今後のシステムの運用等の動向を考慮いたしまして、今回、消防庁から新型受信機の設定の仕様が示されまして、それを受けまして、消防庁もしくは県から各地方公共団体に対して新型受信機の導入推進という通知文書がございました。それを受けて対応をしまいるという内容のものでございます。

それで、2点目の業者についてでございますが、販売事業者につきましては、商品を扱っておりますのが2業者ございまして、1つはセンチュリー・システムズと申しまして、当初、笠松町が導入に際して商品選択をした事業者でございます。もう一社、理経というところがあるんですけども、こちらは当初、導入する時点で、私どもの防災行政無線の操作卓の富士通社製のものの組み合わせが、実績が多いということと、あともう一方のメーカーですと、別途、解析器という設備を必要とするというようなことがございまして、当初、導入時においてはセンチュリー・システムズの機器を採用させていただいたという経緯がございます。今回、更新に当たりまして、そういった先回の商品選定の状況等を踏まえまして、引き続きセンチュリー社の商品をというような形で商品選定をさせていただいた状況になっております。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ちょっとお聞きしますけれども、私の記憶が違っていたら訂正しますが、資料のほうで指名競争入札なんですけど、指名業者の中に中央電子光学株式会社が入っているんですけども、中央電子光学というのは、たしか消防署のデジタル無線のときに談合情報があって、羽島郡の広域連合は沖電気と直接契約したので、沖電気が談合があったことを認めて、賠償請求をして、ここの分は返してもらったわけなんですけれども、そのほかの岐阜

県内では、沖電気と直接契約じゃなくて中央電子と契約したみたいな話で、これがきょうも新聞に載っていたように、いまだに山県市ともう一カ所ありましたね、そこが損害賠償を請求するような形をとっているんです。そういった状況の中で、中央電子光学を指名されたというのは、談合情報があって、ペナルティーか何か普通ありますよね。指名停止とかというのがあるんですけども、そういったものは考えなかったのか。また、もう既に終わったことなので、例えば指名停止にしても、期間が終わって、もうそれは解除したもんやということなのか、その辺についてちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

現在、中央電子光学につきましては、笠松町においては指名業者の停止等の基準に抵触しているような事由がないことから、指名業者として選定をさせていただいております。

今回につきましては、類似案件の入札状況ですとか、あと電気、通信機器、パソコン周辺機器に登録のある業者さんの中から5社指名をさせていただいたというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 先ほど言いましたように、羽島郡広域連合がデジタル無線の更新をしたときには沖電気と契約したもんで、中央電子光学は関係なかったわけなんですけれども、ところが今、先ほど言いましたように、きょうの新聞にも載っておるように、まだ係争をしているところもあるわけですね。中央電子光学は談合はしていないというように拒否をしているみたいなんですけれども、そんな状況の中で、指名業者の中に入れてやるというのは、いいものなのかと思うんですけれども。笠松町は関係なかったんで、指名停止も何もしていないことから、この業者は指名をしましたということなんですけれども、社会通念上はどうかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですかね。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

業者の指名についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、指名業者の資格の停止ですとか、いろんな基準の要綱を持っておりまして、そちらに該当するような事案が生じたときには、指名業者選定委員会におきまして、状況等を審査、調査いたしました上で処分等を決定いたしているところでございます。そちらの基準を適用する対象となっていない状況につきましては、通常どおりの契約事務業務の中での事務を進めさせていただいたというものでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明8月31日から9月10日までの11日間は議案精読のため休会とし、9月11日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明8月31日から9月10日までの11日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（尾関俊治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後1時58分

